

(事業の目的)

第1条 一般社団法人たつたつ (以下「事業者」という。) が開設する すずのね児童クラブ (以下「事業所」という。) が行う放課後児童健全育成事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所を利用している児童 (以下「利用者」という。) に対し、安全な場を提供し、遊びを主とする活動を通じて児童が心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。

2 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、那覇市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしてはならない。

4 事業者は、その運営及び提供する支援について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努め、問題のあるものについては改善を図る。

5 前4項のほか、児童福祉法「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第63号)」及び、「那覇市条例 (平成26年9月30日那覇市条例第41号)」に定める事項のほか関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 すずのね児童クラブ
- (2) 所在地 沖縄県那覇市宇栄原2-8-7

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、条例に基づき定める。

2 放課後児童支援員は2名 (常勤職員2名)、以下の業務を行う。

- ア 利用者の健康管理、出席確認をはじめ、登所など安全の確保
- イ 利用者の情緒の安定を図るための支援
- ウ 遊びや諸活動を通じての自主性、社会性及び創造性を培う支援
- エ 基本的な生活習慣の確立に向けた支援
- オ 利用者が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整備及び必要な支援
- カ 保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換及び家庭生活の支援
- キ 地域の関係機関・団体との連絡、調整

- ク 放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流
 - ケ 利用者の状況に関する学校との情報交換、連絡、調整
 - コ 会議・打ち合わせ等による支援の内容の検討、情報共有
 - サ 利用者の様子及び育成支援の記録
 - シ 行事や活動の企画と記録
 - ス 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等
 - セ その他放課後等における児童の健全育成上必要な活動及び支援
- 3 補助員は 若干名（非常勤職員 1 名～3 名）とし、放課後児童支援員が行う業務を補助する。

（開所している日及び時間）

第 5 条 事業所の開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

(1) 開所日

- ア 原則として月曜日から土曜日までとする。
- イ 開所日数は 1 年につき 250 日以上とする。

(2) 事業所の開所時間・保育時間

- ア 小学校の授業がある日
 - 開所時間 午後 14 時 00 分から午後 6 時 31 分
 - 保育時間 下校時から午後 7 時 00 分
- イ 小学校の授業の休業日（土曜）
 - 開所時間 午前 8 時 00 分から午後 4 時
 - 保育時間 午前 8 時 00 分から午後 6 時
- ウ 小学校の授業の休業日
 - 開所時間 午前 8 時 00 分から午後 6 時 30 分
 - 保育時間 午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分

(3) 年間の閉所日

- ア 日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く）
- エ 慰霊の日（6 月 23 日）
- オ 旧暦のお盆（旧暦 7 月 15 日）
- カ 年度最後の土曜日（次年度準備のため）
- キ 第 5 土曜日（職員の研修等）

2 事業者は、特に必要があると認めた時は、前項の規定にかかわらず、開所日に閉所し、若しくは開所日以外に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

（支援の内容）

第 6 条 事業所で行う放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 利用者の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 利用者の活動状況の把握

- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5) 学び（学習）の機会の確保
- (6) 基本的な生活習慣の確立の支援
- (7) 保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (8) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (9) 地域の関係機関・団体との連絡、調整
- (10) 放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流
- (11) 利用者の状況に関する学校との情報交換、連絡、調整
- (12) 会議・打ち合わせ等による支援の内容の検討、情報共有
- (13) 利用者の様子及び育成支援の記録
- (14) 行事や活動の企画と記録
- (15) 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等
- (16) その他放課後等における児童の健全育成事業に必要な支援

（支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額）

第7条 事業所は、利用者に対する支援の提供にあたり、次に定める費用の額の支払いを受けるものとする。

(1) 通常料金

- (ア) 保育料 月額 7,500 円

※ひとり親世帯で那覇市の利用料軽減事業の対象から外れた児童については、上記の金額から 500 円を減額する。

- (イ) おやつ代 月額 1,500 円

- (ウ) 運営管理費 月額 1,500 円

- (エ) 保護者会費 月額 500 円

- (オ) その他、各種プログラム参加費用等については、実費相当額を負担することとする

(2) 長期休みの加算金

- (ア) 保育料 7月 2,000 円 8月 3,000 円

- (イ) ケイタリング費（注文者のみ） 実費×日数（春休み、夏休み、秋休み、冬休み）

- (ウ) 活動費 お出かけ時に必要日応じて実費徴収

2 前項に規定する費用の額に係る支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者の保護者に対し、当該支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の保護者の同意を得るものとする。

3 利用者の負担額及び前項の実費は、事業者が指定する日に、原則として、口座振替の方法により納入するものとする。口座振替によりがたい場合は、事業者の指定する方法によるものとする。

4 事業者は、第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者の保護者に対し交付するものとする。

（利用定員）

第8条 利用者の定員は、那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に準ずる。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、那覇市立さつき小学校の通学区域とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者が欠席をする場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。
- (2) 小学校の授業休業日に欠席をする場合には、前日もしくは当日午後1時までに事業所に連絡をすること。
- (3) 利用者又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。
- (4) 退所する場合は届出用紙にて、前月末日までに提出すること。
- (5) やむを得ず長期休所する場合は、長期休所届を提出の上、在籍料として2,000円を支払うこととする。長期休所できる期間は原則2か月とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 現に支援の提供を行っている際に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 緊急時及び事故発生時における対応方法は、別に定める方法により対応するものとする。
- 3 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。
- 4 支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害の対策)

第12条 事業所は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するし、定期的に職員に周知する。

- 2 非常災害に備えるため、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年に2回以上、避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

(苦情への対応)

第13条 事業所は、放課後児童クラブの支援に係る利用者及び保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情を受け付けるための窓口を設置し、事業所内における苦情解決のための手続きを明確化する。
 - (2) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについて、保護者、職員等に対して周知する。
 - (3) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 2 放課後児童クラブの支援に関し、那覇市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又

は助言に従って必要な改善を行う。

4 放課後児童クラブの苦情に関して、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査協力をする。

（個人情報の保護）

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の放課後児童健全育成事業者等に対して、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 15 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条 事業所は、職員の資質の向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

2 事業所は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存する。

3 事業所は、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人たつくたつくと事業所の職員の代表者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 4 月 1 日 改定

平成 30 年 6 月 1 日 改定（小学校内 1 年 4 組教室使用を追加）

平成 31 年 5 月 1 日 改定（小学校内 1 年 4 組教室使用を削除）

令和 2 年 4 月 1 日 改定（おやつ費を 1200 円から 1500 円へ、保護者会費を 800 円から 500 円へ）

令和 2 年 7 月 1 日 改定（住所変更 那覇市宇栄原 3-28-14 小禄新町自治会館より移動）

令和3年 開所時間変更

令和4年10月 臨時改定（家賃補助の変更に伴う、保育料の減免）

令和5年4月1日 改定（保育料を8,000円から7,500円へ）

令和6年4月1日 改定 第5条(2)アを改定（開所時間午後14時00分から午後6時31分）

イを改定（開所時間午前8時00分から午後4時）

ウを改定（開所時間午前8時00分から午後6時30分）